

滋賀秀三先生を偲ぶ

寺田 浩明



一 二〇〇八年
二月二五日、滋賀
秀三先生は鎌倉の
ご自宅で静かに亡
くなられた。享年
八六歳。晩年こそ
心肺のご病気で酸
素ボンベを手放せ

ない生活となったが、それ以外は壮健でおられ、前日までご家族と談笑されていたと聞く。

追悼の辞
滋賀先生は、一九二一年、山口県岩国町で生まれ、その後、東京で育ち、武蔵高等学校を経て、一九四三年に東京帝国大学法学部を卒業。卒業後、直ちに大学院特別研究生に採用され、戦火の中、石井良助教授のご指導の下で中国法制史の研究の道に入られた（同期には加藤一郎氏などが、また研究室

の先輩としては世良晃志郎氏などがおられた）。一九四八年に東京大学法学部助教授、五二年から東洋法制史の講義を担当され、五九年には同教授に昇進（ちなみに東京大学に東洋法制史講座が設置されたのはその翌年の一九六〇年のことである）。六二年、論文「中国家族法の原理」（自筆原稿）により法学博士の学位を取得。六九年に著書『中国家族法の原理』を評価されて日本学士院賞を受賞。一九七八年以降、日本学術会議第一期・一二期・一三期会員を勤める。一九八二年に東京大学を定年退職後、当時分離創設されたばかりの千葉大学法経学部教授に赴任。八七年に千葉大学を退官して後は、請われて地元の学校法人・湘南学園の園長職を四年足らず勤めた他は、ご自宅の書齋で研究に専心する日々を送られた。九四年、日本学士院会員に選出。

法制史学会との関係では、一九四九年の学会創立時以来の会員であり、一九六四年より理事停年になる一九九二年まで

十四期連続して理事を勤められた。また健康な間は東京部会にも精勤され、どの様なジャンルの報告にも熱心に耳を傾け、後進達への督励を惜しまなかった。

先生は一面では非常に厳しい人であった。その論文や書評に明らかなどおり、先生は他人の研究著作に対しても、自己の作品をとことん書き直し練り直すのと全く同様の厳しい目・厳しい基準で接し、そこで一旦何かに気付いたならば、齒に衣を着せずに自己の意見を徹底して述べられた。学問の前にあっては自分も他人も区別がない、あるいは「私」というもの自体が無い。おそらくは何よりも先生ご自身が、自身自身を、学問の神の僕、その持てる力のすべてを学問の神に捧げるべき存在と考えておられたのだろう。しかし、またそれゆえ、学問をする人間それ自体に対してはとても優しい人であった。滋賀先生について想う時、おそらく誰もが第一に思い浮かべるのは、その温顔である。学問をする人となれば、それだけで、身内とその他、年上と年下とに関わりなく、同じ困難の中で共に努力をする仲間として、心からの穏やかさを持って接しられた。そして何よりも先生ご自身が、そうした人々と共に真剣に学問をすることの喜び、学問をすることの楽しさ、学問に関われることの幸福を一番強く感じていたのかと思う。学問の神にその生活のすべてを捧げ、またその神からとり分けて愛され、そしてそのまま幸福な一生を終えられた。

二 滋賀先生のお仕事は、伝統中国の家族法の体系的復元、唐律に代表される歴代法典についての史料考証型の研究、裁判のあり方についての実証的・原理的研究という三つの独立した大きな塊からなる。

第一の家族法研究は研究生活前期の山をなす。先生が入門時に最初に着手したのは唐代の土地法の研究であった。しかし制度史的史料しかない所で法を論ずることは自ずと限界がある。その挫折の後に選んだ家族法分野は、法典のみならず歴代の裁判史料や近代の慣行調査資料に恵まれており、歴史的存在としての人間（その大きな一部としての伝統中国人達）が何を価値として生を営んでいたのかをとことん探究したいという、その後の先生の一生を通ずる研究関心に適合し、またそれを一層育むものであった。ただ伝統中国の家族財産法研究については既に中田薫氏の「唐宋時代の家族共産制」という古典的理論があり、また戦後の社会科学の隆盛に対応して、そこに家父長制的支配の構造を見出そうという仁井田陞氏らの研究が先行していた。先生はそれらと真正面から対決し、分形同氣・父子一体・夫妻一体といった幾つかの原理を中核に据え、それら原理の各種各様の表れとして中国家族財産処理をめぐる（時に相矛盾するかも知れない）諸現象を説明し尽くそうとする大きな理論体系を提示され、それ以前の諸論争の殆どすべてに一挙にけりを付けられた。

第二の法典研究は、先生の生涯を通じて弛みなく行われた。その一つの核は法典に示される中国律学に固有の論理（その

精緻さ)を示す作業であり、その一端は『唐律疏議訳註篇1(名例)』(律令研究会編『訳註日本律令5』、東京堂出版、一九七九年)に示される。もう一つの核は歴代法典の編纂過程についての考証的研究であり、その成果は晩年に『中国法制史論集——法典と刑罰』(創文社、二〇〇三年)に結実した。その理論的骨格は、伝統中国実定法の存在形態として基本法典・副次法典・単行指令という三つのレベルを設定すること、またそれを通じて律令型法体制の生成と衰退変容の過程を跡付ける点にあり、特に衰退変容の局面については「法の世界から例の世界へ」という見通しを最後に示された。これら諸研究を貫くのは、歴史史料というものそれ自体への飽くなき興味と言う他はなく、そして実際、先生はテキストを読み解いて無矛盾な説明を作り出すこと(つまり一種のパズル解き)それ自体が純粹に好きであり、繰り返し世界の同好の士と高度でフェアな知的バトルを楽しまれた。

第三の裁判研究は後期の山をなし、その成果は『清代中国の法と裁判』(創文社、一九八四年)および遺著『統・清代中国の法と裁判』(創文社、二〇〇九年)にまとめられた。研究の出発点は、或いは近代主義の立場から、或いは革命中国を顕彰する為に伝統中国司法を過度に専制的・擅断的に描く戦後しばらくの中国法制史研究の動向への反発として、伝統中国にもあったそれなりに精緻な裁判制度とそこにおける活発な裁判活動の実態を復元提示する所にあったが、その作業は当然に次なる問題として、その活発精緻な伝統中国裁判

と西洋に登場し現代社会にまで引き続く裁判との類型的対比という大問題を浮き上がらせることになる。その問題は人類に普遍的な問題の文明毎・歴史毎の顕れ方の違いという滋賀先生の問題関心を深く刺激した。まず「行政の一環としての司法」という大きな理論枠組みが早期に見出され且つ最後まで維持されるが、先生はそうした外形的対比だけでは満足されず、伝統中国裁判には「確定力を持つ判決」という契機が原理的に存在しないという独自の発見を介して、また先輩・野田良之氏の「アゴンの訴訟」概念という格好の対比対象の刺激を受けて、「判定」の契機の有無を核とする凡その裁きの文明的類型論を提示されるに到った。

三つの分野の探究の背後にはそれぞれを支える優れた資質と固有の興味・関心があり、それぞれの素直な開花として三つの大きな研究成果が残された。

三 滋賀先生の法制史学は、歴史学としての性格を強調する同時代的な趨勢とは異なり、終始非常に自覚的に「法学」の一分野たることを目指していた。ただ上述したとおり先生の研究は伝統中国固有の概念への着目とその再構成という手法によって貫かれている以上、その意味するところは、西洋近代法学の教室概念を歴史社会分析の中に無媒介に持ち込む素朴な法学型法制史学(世良氏が對抗したものはこれであろう)とは勿論異なっている。先生においてはむしろ法学とは最初から世界史の中に広く見られる規範媒介的な秩序形成の

全体を対象とする学問なのであり、伝統中国の事象はそうした普遍的な法の歴史的な一つの現れとして素直に位置づけられる。当然そこでは西洋法も近代法もまた同様にそうした現象の一種に他ならず、また西洋法学の諸成果も、東洋法現象の解明に際して目指すべき解明水準を示す一つのよすがとして脇に眺められるに過ぎない。西洋中心主義は先生には最初から無縁のものである。しかし容易に想像できるところであり、この作業を文字通りに実践することは実は極度に難しい。

勿論、伝統中国の家族財産の処理をめぐって一定の規則的パターンが見られることは明らかな以上は、諸史料の中からそれを取り出し、その中核にある諸概念（およびその背後にある価値選好）を再構成して一つの「体系」として示すことは可能である。そしてその体系を、社会あるところ法ありという意味において「中国家族法」と呼ぶことも勿論妨げない。しかし伝統中国の裁判が、そうして再構成された体系の単なる実現機構として働いていた（そのことによって自らの正当性を獲得していた）訳ではないことも滋賀先生の裁判研究が明らかにした所である。そこで実現が目指されるのは「情理」という一語に集約されるような人間同士の現実的な平和共存・互助互譲状態であり、上述の体系は却ってその裁きの中で変通を受けるべき一要素に過ぎない。裁判において実現されるものを法と呼ぶというもう一つの定義に従うなら「中国家族法」は意外にも法ではない。そして法典研究或いは刑事裁判研究において法典や単行法令が法と呼ばれる所以は、

今度は皇帝によって臣民に示される強制的規範という点に求められる。ただそれも内容的に論ずるなら、滋賀先生が「大海に浮かぶ氷山」と比喩する如く、情理の内実の部分的な実定化に過ぎず、そして刑事裁判が目指すものはその情理の実現それ自体である。

当該社会において大筋において実現されていることという漠たる仕方では論ずるならば中国にも法は幾らでも論じうる。しかもそれらすべては「情理」、即ち「伝統中国人が常識的に懐く正義衡平の感覚」という共通する母胎の中に位置づけられもする。しかし「情理」自体は千差万別・千変万化する「情」（事情・情況）毎に個別に論じられるべきものであり、決してそれ自体として客観化されることはないものともされる。裁判や立法といった「法の制度化」の局面を、客観的規範を軸とする法概念で論じようとする、どうしてもそこで話はぎくしゃくとする。滋賀先生は、一方では中国におけるそれらをも法の埒内に収めようと努めつつも、厳しく法の本質を問おうとすればするほどに、同時に他方では東西の法制度の間にあるこうした本質レベルでの違いを徹底して指摘せざるを得なかった。内外において、滋賀先生の伝統中国法論の全体を西洋中心主義的な一種の「欠如論」と見なす（滋賀先生にとってはおそらく最も心外な）誤解が繰り返し見られる原因もおそらくここにあり。

四 近代日本は西洋近代法学を学ぶことを通じてはじめて

(規範媒介的な社会認識の学としての) 法学を知った。滋賀先生は、その法学の力を使って東洋社会を自己認識し、またその自己認識を通じて法学の側をより豊穡なものに変えてゆこうと志された。しかし安心して比較分析の基盤とするに足る普遍的・中立的な法の概念や法学というものが既に存在する訳ではない(それらはむしろこれらの研究の完成の暁にはじめて現れるものである) 以上は、その作業は最初から幾らか自己矛盾に満ちた・自己否定に近い作業になる他はない。しかし先生はそうした開かれた場所の存在を心から信じ、それに向かつて歩き続けられた。私もその後が続きたいと思う。